

## 第8回統計品質改善会議 議事次第

日 時：令和6年7月26日（金） 13:30～14:30

場 所：合同庁舎2号館13階 官庁営繕部会議室

参加者：[対面] 美添委員、舟岡委員、西郷委員、清水委員、樋田委員、

芦谷委員、元山委員

[オンライン] 土屋委員

※ご欠席 川崎委員

議 題：

1. 「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況の報告（骨子案）
2. 建設関連統計の品質改善に向けた検討
3. 統計品質改善会議の構成員の変更

---

資料1 「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況の報告（骨子案）

資料2 建設関連統計の品質改善に向けた検討

（建設工事受注動態統計調査における誤報告への対応の検討）

資料3 統計品質改善会議設置要綱

資料4 統計品質改善会議運営規則（一部改正）

「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況の報告（骨子案）  
（第2回フォローアップ）

本年度における報告の骨子案を以下のように考えており、次回の統計品質会議において実施状況を報告予定である。

1. フォローアップの趣旨

2. 主な実施状況

- (1) 統計部局の組織体制の改革
- (2) 開かれ、使われ、改善し続ける統計への改革
- (3) 公文書管理の改善に向けた具体策
- (4) 今後の主な取組
- (5) 参考（主な実施状況の概要）

3. 主な取組の具体例

- (1) 統計品質改善チームによる取組
  - ① 省全体の業務マニュアルの改善
  - ② オンライン回答率の向上に向けた取組状況
  - ③ 統計担当職員の知見の向上に向けた取組
- (2) 統計品質改善会議の審議を通じた所管統計の品質改善
  - ① 標本設計の必要な見直し
  - ② 建設関連統計の品質改善に向けた検討に着手

## <経緯>

建設工事受注動態統計調査において、令和5年度における調査対象企業1者の回答に誤報告を発見したため、内閣府を始めとする関係機関に一報を入れつつ、令和6年6月11日に同統計調査の公表値を訂正した。

その結果、同統計調査を使用して作成されている建設総合統計の遡及改定（令和6年6月25日公表）とGDPの数値にも改定（令和6年7月1日改定値公表）が生じることとなった。

## <誤報告の内容>

当該企業1者が、本来、各受注月の1ヶ月分のみを報告すべきであったが、受注月のみならず、手持ち工事が完了するまでそれを毎月報告する必要があると誤認し、複数の月にわたって重複して報告等を行った。

## <改善策>

- ① 調査対象者が正確に報告していただくようにするため、調査票の記入方法に関するより分かりやすい説明資料を配付し、周知を徹底する。
- ② 令和7年度から運用予定のオンライン回答システムにおいて、誤報告の疑いのある数値を検知して確認できる仕組みの導入に着手する。
- ③ 統計品質改善会議にお諮りし、誤報告の疑いのある数値の具体的な検知方法を始めとして、標本抽出や算出方法のあり方等を検討し、年内に中間整理を行う。

	令和5年度第4四半期 (令和6年1~3月)		令和5年度計	
	公表値	改定値	公表値	改定値
建設工事受注 統計調査 (元請受注高)	20兆515億円	19兆7,809億円	72兆3,188億円	71兆5,579億円
建設総合統計 (公共出来高) <small>※他の要因(遡及改定)を含む</small>	6兆5,891億円	6兆3,812億円	22兆6,363億円	23兆5,758億円
	6.4%	▲5.5%	4.9%	0.7%
実質GDP 公的固定資本形成	前年同期比 3.0%	▲1.9%	前年度比 4.0%	0.8%
実質GDP全体	▲0.5%	▲0.7%	1.2%	1.0%

差分は▲0.2%

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
①調査対象者への周知徹底						
・パンフレットの記載修正	配布済					
・記入の手引き等の修正	業者契約・配布予定					
②システムにおける誤報告検知機能の追加	開発・テスト（令和7年4月から運用予定）					
③統計品質改善会議での検討						
・誤報告の疑いがある値の検知方法	現状分析と 現行ルールの点検と改善策の検討				中間整理	
・標本抽出や算出方法のあり方の検討	現状分析	当面の改善策検討				

※スケジュールは想定であり、変更の可能性がある。

## 統計品質改善会議の設置について

令和 4 年 8 月 10 日設置

1. 国土交通省が所管する統計の作成プロセスを審議し、統計の品質改善を図ることにより、所管統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指すことを目的に、統計品質改善会議（以下、「会議」という。）を設置する。
2. 会議は、別紙に掲げる有識者等で構成する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
3. 会議の事務局の庶務は、国土交通省総合政策局情報政策課において処理をする。
4. 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

### 附則

この要綱は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。

(別紙)

統計品質改善会議の構成員（令和6年7月時点）

芦谷 典子	東洋大学 経済学部 教授
川崎 玉恵	青山学院大学 経済学部 准教授
西郷 浩	早稲田大学 政治経済学術院 教授
清水 千弘	一橋大学大学院 ソーシャル・データサイエンス研究科 教授
土屋 隆裕	横浜市立大学大学院 データサイエンス研究科長・教授
樋田 勉	獨協大学 経済学部 教授
舟岡 史雄	信州大学 名誉教授
<u>元山 齊</u>	<u>青山学院大学 経済学部 教授</u>
◎ 美添 泰人	青山学院大学 名誉教授

◎：座長（敬称略、五十音順）

## 統計品質改善会議運営規則（案）

令和4年9月15日

統計品質改善会議決定

改正 平成6年7月26日

### （名称）

第1条 本会議は、「統計品質改善会議」（以下、「会議」という。）と称する。

### （目的）

第2条 国土交通省が所管する統計の作成プロセスを審議し、統計の品質改善を図ることにより、所管統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指すことを目的とする。

2 会議では、統計に関する専門的・技術的な観点から議論や検討等を行う。

### （会議）

第3条 会議に座長を置く。

2 座長は、会議の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べること又は説明を行うことを求めることができる。

4 会議及び会議の資料については、審議の途中にあるもの、その他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるものなど、相当の理由があると座長が認める場合を除き、公開するものとする。

5 会議における議事要旨については、会議終了後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ウェブサイト公開するものとする。

### （事務局）

第4条 会議の事務局は、国土交通省総合政策局情報政策課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

### （雑則）

第5条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

### （附則）

第6条 この規則は、令和4年9月15日から施行する。